

外のものは服紗小袖布上下である。年寄・家老・若年寄には、この後賜餐があり、また庖丁の鶴を賜はる。

(二)正月二日―藩侯は鬘斗目・長上下で大廣間に出席し、馬廻組及び昨日出席し得なかつた頭分・大小將・新番等の拜賀を受ける。是等は皆献上の鳥目を前に置き、列座惣禮し、奏者番が披露する。終つて藩侯の入らんとする際、通路柳の間に於いて能大夫竹田權兵衛等の拜賀を受け、次いで御居間書院三之間に於いて、近習頭及び昨日以外の奥小將等の拜賀を受け、舟の間に於いて昨日以外の表小將の拜賀を受ける。

(三)正月三日―藩侯は寶圓寺・天徳院の祖廟に詣で、歸城の後鬘斗目・麻上下を着して大廣間に出席し、昨日拜賀しなかつた馬廻組の外、定番馬廻組・組外組・年寄支配平士・寺社奉行支配平士・町同心・廊方・歩小頭・定番歩小頭・算用者小頭・料理頭・細工者小頭・與力・大工頭の拜賀を受ける。是等は列座して鳥目を前に置き、惣禮を行ふ。次いで柳の間に於いて、檢校・町年寄・家柄町人・肝煎惣代、遠所の町年寄・肝煎惣代並びに家柄の者の拜賀を受ける。

(四)正月四日―藩侯は小書院に出席し、隱居・年寄嫡子・人持嫡子・年寄庶子・人持庶子の一人毎に拜賀と献上の鳥目とを受ける。但し藩侯多忙なる時は大廣間で惣禮にすることもある。次いで矢天井の間で、昨日拜賀しなかつた定番馬廻組・組外組・與力等が、鳥目を獻げて惣禮を行ふ。

(五)正月六日―藩侯大廣間に出席し、寺社方の拜賀を受ける。その神職・僧侶は特殊の由

緒あるものゝみで、神職の献上は鳥目百疋又は五十疋、僧侶は十帖一卷・十帖一本又は二本である。

(六)正月十二日―藩侯如來寺に參詣し、歸城の際表式臺より入り(平常寺院參詣の出入は表式臺を用ひる。)こゝに列座する十村・山廻り・新田裁許等から通り掛りに拜賀を受ける。この際奏者番は鬘斗目を着けて披露の事に當る。

(七)正月十五日―藩侯小書院に出席し、當年在番の小松城番の拜賀と太刀代の献上を受ける。小松番頭中の一人、事故の爲出席しなかつた頭分も、亦同席に於いて拜禮する。次いで藩侯は矢天井の間に於いて、遠所在住の諸士、年頭に缺席した平士、及び牢屋附屬の町醫師の拜賀を受け、諸士は鳥目を、町醫師は末廣を獻げて惣禮する。次いで藩侯は大廣間に轉じ、遠所寺庵の拜賀を受ける。寺庵の献上は十帖一本又は太刀馬代で、獨禮を行ふ。

(八)二月朔日―藩侯は服紗小袖・麻上下を着して小書院に着座し、小松城番及び先に出席しなかつた頭分の拜賀を受け、次いで矢天井の間に於いて、先に出席しなかつた遠所在住の平士その他諸士の拜賀を受ける。而して今日尙出席しなかつたものは、重ねて賜調の事なく、年寄にして本日も登城し得ぬ場合には、必ず家老を代理として拜賀せしめ、献上物を捧げる。小頭・與力の輩は、年頭御禮の當日出席しなければ、翌日より勤務しても謁見し能はぬ例である。

ネンビヨウ 年表 五册。天文七年十二月廿五日前田利家が尾張荒子に生まれてから、延享二年六月十二日前田吉徳が金澤城に卒去

するに至る間の重大事件を編年體に書き並べたものである。序跋なく、著者不明。

ネンレイミジユク 年齡未熟 士人に在つて十五歳未満のものをいふ。その家督を相続するも全祿を受けず、之を幼戸主と稱して公務に服するを要しなかつた。↓サンノイチ 三の一。

ノ野 能美郡板津郷に屬する部落。

ノ野 石川郡横江郷に屬する部落。

ノ野 河北郡金浦郷に屬する部落。

ノ野 河北郡五ヶ庄に屬する部落。明治中に至り直江野と改めた。

ノ野 羽咋郡邑知院に屬する部落。明治八年十月浦に併せられた。

ノ野 羽咋郡小室の内の小字。

ノウガエツ 能賀越 加賀藩領有の三ヶ國

は、加越能・加能越又は越賀登などとするが、天正十八年三月十三日前田利家の信州槍井原孫右衛門に與へた印書に能賀越中三國と記したものがあつた。又天正十九年五月十四日敦賀高屋屋傳右衛門宛所の印書にも、能加越中より云々と見える。當時加賀の所領は半國に過ぎず、越中は大部分利長の所領であり、その全きものは能登であるのみであつたから、かうした順序に並べたものであらうか。

ノウガク 能樂 (一)總説―加賀と能樂との因縁は、藩政時代以前國司富樫氏の頃まで遡ることができなければならない、それが隆盛に達

したのは、矢張り前田利家が豊臣秀吉の嗜好を受けて、自ら之を演じもし、職分のもをも保護した以後のことであらう。徳川時代に於いて武家の式典としてその重んぜられたことは、何處も同様であらうが、存分の鼓舞獎勵を加へることは、また前田氏程に財力の大なるものでなければ能くせなかつたことだと思はれる。

(二)藩政初期―前田利家は能樂を好んだが、その流儀は金春に屬し、東北・芭蕉・通盛・江口・山姥・千手・松風等を舞臺に演じたことあるのみならず、餘暇ある時は三日に一回の練習を試みた。この時京都の金春流能役者竹田權兵衛は利家から祿せられ、子孫永く之を傳へ、又慶長三年金春七郎が、金澤に於いて勸進興行を出願した時には、犀川河原に芝居の場所を與へた。利家の薨後久しからずして慶長五年利長が山口・丹羽二氏と戦うたが、同九年戰勝報賽の爲に、石川郡寺中村なる佐那武明神(大野湊神社)に、毎年神事能を興行せしめる例を聞いた。次いで利常の時には、元和三年卯辰觀音院の神事能が初つて居る。(三)綱紀と能樂―綱紀の時に及び、將軍綱吉の嗜好に伴うて自ら技を賣生大夫將監友春に學び、友春の次子嘉内を祿し、又金澤の諸橋大夫の金春流なると、波吉大夫の觀世流なるを共に賣生流に改めしめた。諸橋・波吉の兩大夫以下、立方若しくは囉子方にしてそれを專業とする者は、藩から祿を受けて御手役者と稱して居たが、綱紀は尙その外に餘技として之に練達するものを養成する途を立てた。即ち藩の制に御細工所といふものがあつた、御細工奉行・御細工小頭・御細工者が之に屬